２０２５年１０月２３日

予備　令７－２１

弁護人に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№31］）

ア．裁判所は，被告人の私選弁護人の数を制限することはできない。

イ．勾留を請求された被疑者は，国選弁護人の選任を請求するに当たり，その資力のいかんを問わず，あらかじめ，その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に私選弁護人の選任の申出をしていなければならない。

ウ．特定の被疑事実について裁判官に選任された被疑者の国選弁護人は，当該被疑事実についての勾留が取り消され，被疑者が釈放されたとしても，当該被疑事実について検察官の終局処分がされるまでは，被疑者の国選弁護人としての地位を失うことはない。

エ．被告人に氏名を記載することができない合理的な理由がないのに，被告人の署名のない弁護人選任届によってした私選弁護人の選任は無効である。

オ．被告人又は被疑者の法定代理人，保佐人，配偶者，直系の親族及び兄弟姉妹は，独立して私選弁護人を選任することができる。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　オ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　５

肢ア　×

私選弁護人の数を制限できない３５条。ただし特別な事情があるときは，制限できる（規則２６条）

基本契約の自由だが，支障が出たときに制限できるという規則上の取り扱いとなる。

肢イ　×

３６条の３，資力がある者が国選を利用する場合，請求が必要だが，ない場合は，請求で足りる。（３７条の２）

肢ウ　×

３８条の２

釈放されれば効力を失う。被疑者段階での防御の必要性がなくなるからと考えられる。

肢エ　○

最決昭４０．７．２０

私選弁護人の選任は，無効

氏名は，憲法上の黙秘権の対象ではない。依頼者が特定しづらいので，手続上問題である。

肢オ　○

３０条２項，独立して弁護人を選任できる。本人の意思に任せると，防御が不十分になる。独立してできた方が，防御に資する。

予備　令７－２２

控訴に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№32］）

ア．控訴をするには，申立書を控訴裁判所に差し出さなければならない。

イ．控訴裁判所は，被告人のみが控訴をした事件につき，原判決の刑より重い刑を言い渡すことができる。

ウ．控訴の取下げをした者は，その事件について更に控訴をすることができない。

エ．控訴審は事後審であるから，控訴裁判所は，第一審判決後に生じた刑の量定に影響を及ぼす情状について取り調べることはできない。

オ．控訴審における事実誤認の審査は，第一審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則，経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行うべきである。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　エ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　４

肢ア　×

控訴をするには，申立書を第１審の裁判所にしなければいけない。（３７４条）

第１審に，判決の情報があるイメージ。そこから，控訴審に移審する。

肢イ　×

言い渡すことはできない。不利益変更禁止。４０２条。

控訴は，控訴人の不服手続と理解できる。

肢ウ　○

刑訴３６１条

控訴の取下げをした者は，その事件について更に控訴をすることができない。

再訴できると，濫用の恐れある。迅速性の問題がある。

もっとも，控訴を取り下げても，上告はできる（最決昭 42.5.24）。目的が違うからと理解できる。

肢エ　×

情状について取り調べることはできる。財産犯で，被害金を返した場合などがイメージしやすい。第１審判決後の事情は量刑に影響しうる。非難可能性，責任が減少する。

３９３条２項。

肢オ　○

控訴審における事実誤認の審査は，第一審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則，経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行うべきである。

第１審の判断を尊重しないと，手続が重くなってしまう。迅速性から，そのように上記のように判断するべきである。

予備　令７－２３

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち，誤っているものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。

【事例】

甲は，「令和６年１１月８日午後１１時頃，Ｈ市内の路上において，Ｖをナイフで刺して殺害した」との殺人の事実により，Ｈ地方裁判所に起訴された。公判において，甲は，本件殺人事件について犯人ではないと否認し，甲の知人Ａ，犯行を目撃したＶの知人Ｂ，甲と同居する甲の父親Ｃの証人尋問が，それぞれ実施された。Ａは，「令和６年１１月７日午後５時頃，甲が私に電話してきて『①明日Ｖを殺そうと思う。手伝ってくれないか。』と言ってきたが，断った。すると，甲は，『それならば一人でやるしかない。②ナイフを用意した。これでＶを刺す。』と言ってきた。また，同月９日午前８時頃，再び甲が私に電話してきて『予定どおりやってやった。③昨晩，Ｈ市内の路上にＶを呼び出し，ナイフで刺して逃げてきた。』と言ってきた。」と証言した。Ｂは，「令和６年１１月８日午後１１時頃，Ｈ市内の路上でＶを見掛け，声を掛けようとしたところ，知らない男がＶに近付いた。Ｖは，その男に向かって『④甲，何の用だ。』と言った。その直後，その男がＶに刃物のようなものを突き刺して逃げていった。」と証言した。Ｃは，「令和６年１１月９日午前１０時頃，自宅において，甲から『⑤昨日午後１１時頃は，俺はＩ市内をドライブしていた。』と言われた。」と証言した。

【記述】

ア．Ａの証言中の下線部①は，要証事実を「甲がＡにＶの殺害を手伝うよう言ったこと」とした場合，伝聞証拠に当たる。

イ．Ａの証言中の下線部②は，要証事実を「甲が凶器としてナイフを用意していたこと」とした場合，伝聞証拠に当たる。

ウ．Ａの証言中の下線部③は，要証事実を「Ｖを殺したのが甲であったこと」とした場合，伝聞証拠に当たる。

エ．Ｂの証言中の下線部④は，要証事実を「犯人がＶから甲と呼ばれていたこと」とした場合，伝聞証拠に当たる。

オ．Ｃの証言中の下線部⑤は，要証事実を「事件発生時，甲が事件現場から離れた場所にいたこと」とした場合，伝聞証拠に当たる。

１．ア　エ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．イ　エ　　５．ウ　オ

正解　１

肢ア　×

知人Ａは，「明日Ｖを殺そうと思う。手伝ってくれないか。」を甲から，直接電話で聞いた。つまり，Ａ自身の体験であり，同人を反対尋問すれば，要証事実を「甲がＡにＶの殺害を手伝うよう言ったこと」が真実か確かめられる。誤判のおそれはなく，伝聞証拠に当たらない。

肢イ　○

知人Ａは，甲の発言（「ナイフを用意した。これでＶを刺す。」）を聞いてはいるが，実際に甲がナイフを持っているのを見たわけではない。Ａの体験に基づかない以上，供述者Ａに反対尋問しても，要証事実（「甲が凶器としてナイフを用意していたこと」）の真実性を確かめられない。したがって，認定すると，誤判のおそれがあり，Ａの供述は伝聞証拠である。

肢ウ　○

知人Ａは，甲の発言（「昨晩，Ｈ市内の路上にＶを呼び出し，ナイフで刺して逃げてきた。」）を聞いてはいるが，実際に犯行現場を見たわけではない。Ａの体験に基づかない以上，供述者Ａに反対尋問しても，要証事実の真実性を確かめられない。したがって，認定すると，誤判のおそれがあり，Ａの供述は伝聞証拠である。

肢エ　×

Ｖの知人Ｂは，犯行時刻・現場にて，被害者Ｖの発言（「甲，何の用だ。」）を直接，聞いた。つまり，要証事実は，供述者Ｂ自身の体験である。Ｂに反対尋問をすれば，要証事実（「犯人がＶから甲と呼ばれていたこと」）の真実性を確かめられる。したがって，認定しても誤判のおそれはなく，④は，伝聞証拠ではない。

肢オ　○

甲の同居の父親Ｃは，甲と自宅で話した日の前日の犯行時刻，甲がＩ市内をドライブしたことを，実際に見ていない。Ｃの体験に基づかない以上，供述者Ｃを反対尋問しても，要証事実の真実性を確かめられない。したがって，認定すると誤判のおそれがあり，Ｃの供述は伝聞証拠である。

予備　令７－２４

捜査機関の権限行使に関する次のアからオまでの各記述のうち，適法となる余地のないものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№34］）

ア．司法巡査が，私人から現行犯人を受け取り，これを司法警察員に引致した。
イ．検察事務官が，緊急逮捕状を請求した。
ウ．司法巡査が，被疑者を逮捕した後，弁解録取手続を行った。
エ．検察事務官が，捜索差押許可状を請求した。
オ．司法警察員が，第１回公判期日前に証人尋問を請求した。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　エ　４．ウ　エ　５．ウ　オ

正解　５

肢ア

２１４条，２１５条

適法になる余地がある。

私人は，司法警察職員に渡せばよい，私人からすると階級などわからない。

巡査は，受け取った後，速やかに員に引致する必要がある。

取調べをしないといけない。

肢イ

２１０条，緊急逮捕は，検察事務官でも請求できる。逮捕状の請求とは異なる。

迅速に手続を進める必要がある。

慎重に進めるべき逮捕状請求と場面が異なる。

肢ウ

弁解録取書を取る手続は，司法巡査ではできない。

員面調書，司法警察員が行う。２０３条１項，法律の手続を理解している司法警察員である必要がある。裁判の証拠にもなりうる重要書類（３２２）

肢エ

２１８条，検察事務官も令状請求できる。（司法巡査も可）

迅速な手続の必要性がある。タイミングで，証拠隠滅される恐れもある。

人権制約の程度が逮捕よりは小さい。

肢オ

検察官しか，第１回公判期日前に証人尋問を請求できない。２２７条。

第三者の証言を確保する手続，適法性を肯定するには，検察官でないと問題になる。